

ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十七年十月七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第四十九号

ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部を改正する条例

ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成十六年石川県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 産業廃棄物の適正処理」を

「第一節の二 石綿に関する規制

第一款 通則（第八十二条の二・第八十二条の三）

第二款 石綿粉じんの排出等に関する規制（第八十二条の四 第八十二条の六）

第三款 石綿含有吹付け材使用建築物の適正管理（第八十二条の七） に改める。

第四款 雑則（第八十二条の八・第八十二条の九）

第二節 産業廃棄物の適正処理

本則（第二百三十一条の表の下欄を除く。）中「市町村」を「市町」に改める。

第三編第一章第一節の次に次の一節を加える。

第一節の二 石綿に関する規制

第一款 通則

（用語の定義）

第八十二条の二 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 石綿粉じん 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第八項に規定する粉じんのうち石綿をいう。

二 石綿含有吹付け材 吹付け石綿その他の規則で定める建築材料をいう。

三 石綿粉じん排出等作業 石綿含有吹付け材その他の石綿粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で規則で定めるもの（第八十二条の五第一項第五号において「特定建築材料」という。）が使用されている建築物を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する石綿粉じんが大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。

（県の責務）

第八十二条の三 県は、石綿に関する必要な情報の収集及び提供を行うものとする。

2 県は、石綿による健康被害に関し、必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、県民又は事業者等に対し、石綿粉じんの排出又は飛散を防止するために必要な指導、助言、研修その他の施策を講ずるものとする。

4 県は、石綿が使用されている建築物の解体、改造又は補修が行われている場所の周辺において、必要に応じ、石綿粉じんの濃度を測定し、その飛散の状況について監視を行うものとする。

第二款 石綿粉じんの排出等に関する規制

（作業基準の遵守義務）

第八十二条の四 石綿粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下この節において「特定工事」という。）を施工する者は、当該特定工事における石綿粉じん排出等作業について、作業基準（石綿粉じん排出等作業の方法に関し規則で定める基準をいう。以下この節において同じ。）を遵守しなければならない。

（石綿粉じん排出等作業の実施の届出）

第八十二条の五 特定工事を施工しようとする者は、石綿粉じん排出等作業の開始の日の十四日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により石綿粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 特定工事の場所

三 石綿粉じん排出等作業の種類

四 石綿粉じん排出等作業の実施の期間

五 石綿粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

六 石綿粉じん排出等作業の方法

2 前項ただし書の場合において、当該石綿粉じん排出等作業を伴う特定工事を施工する者は、速やかに、同項各号に

掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出には、当該石綿粉じん排出等作業の対象となる建築物の配置図その他の規則で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(注文者の配慮)

第八十二条の六 特定工事の注文者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期等について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

第三款 石綿含有吹付け材使用建築物の適正管理

(建築物の所有者等の努力義務)

第八十二条の七 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その所有し、管理し、又は占有する建築物が石綿含有吹付け材を使用する建築物である場合において、その石綿含有吹付け材の損傷、劣化等により大気中に石綿が排出され、又は飛散するおそれがあるときは、その石綿含有吹付け材の除去、封じ込め、囲い込みその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四款 雑則

(報告及び検査)

第八十二条の八 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、特定工事若しくはその疑いがある工事(以下この項及び次条第五項において「特定工事等」という。)を施工する者又は石綿含有吹付け材を使用する建築物で、その石綿含有吹付け材の損傷、劣化等により、大気中に石綿が排出され、若しくは飛散し、県民の健康若しくは生活環境に著しい被害を生じさせ、若しくはそのおそれがあると認められるもの所有者、管理者若しくは占有者(次条第四項及び第五項において「飛散等建築物の所有者等」という。)に対し、当該石綿粉じん排出等作業若しくは当該石綿含有吹付け材の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該特定工事等の行われる場所若しくは当該建築物に立ち入り、当該特定工事等に係る建築物若しくは当該石綿含有吹付け材その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告及び公表)

第八十二条の九 知事は、特定工事を施工する者が当該特定工事における石綿粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該石綿粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを勧告し、又は当該石綿粉じん排出等作業を一時停止すべきことを勧告することができる。

2 知事は、第八十二条の五第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る石綿粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る石綿粉じん排出等作業の方法に関する計画を作業基準に従つたものに変更すべきことを勧告することができる。

3 知事は、第八十二条の五第一項又は第二項の規定による届出を行わなかつた者に対し、当該届出を行うべきことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

4 知事は、飛散等建築物の所有者等に対し、大気中への石綿の排出又は飛散を防止するため、当該石綿含有吹付け材の除去、封じ込め、囲い込みその他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

5 知事は、特定工事を施工する者又は飛散等建築物の所有者等が前条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合は、これらの者に対し、必要な措置が講ぜられるまでの間、当該石綿粉じん排出等作業を一時停止すべきことその他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

6 知事は、前各項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者の氏名又は名称その他規則で定める事項を公表することができる。

7 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年十二月一日から施行する。ただし、本則(第二百三十一条の表の下欄を除く。)(中「市町村」を「市町」に改める部分は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第八十二条の五の規定は、この条例の施行の日から起算して十四日を経過した日以後に石綿粉じん排出等作業が開始される特定工事について適用し、同日前に石綿粉じん排出等作業が開始される特定工事については、なお従前の例による。

(石川県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

3 石川県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年石川県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表二十二の四の項中「と。」「の下に「及び条例の施行のための規則」を加え、八を手とし、口をトとし、イをへとし、への前に次のように加える。

イ 条例第八十二条の五第一項又は第二項の規定による届出の受理

ロ 条例第八十二条の八第一項の規定による報告の徴収及び立入検査

ハ 条例第八十二条の九第一項から第五項までの規定による勧告

ニ 条例第八十二条の九第六項の規定による公表

ホ 条例第八十二条の九第七項の規定による意見を述べる機会の付与